



福岡医発第 2995 号 (地)
平成 31 年 2 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

10 連休等の長期連休における休日加算等の取扱いについて

本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休を含めた長期連休における休日加算等の取扱いについて、厚生労働省保険局医療課長から通知が発出された旨、日本医師会より連絡がありました。

10 連休中の医療提供体制については、医政局などから 1 月 15 日付けで「必要な医療が提供できるよう、地域の実情に応じて必要かつ十分な医療機関、薬局等が対応できる体制を構築すること」という通知が発出されておりますが(平成 31 年 1 月 31 日付け福岡医発第 2927 号(地)及び同日付け福岡医発第 2929 号(地)にてご連絡)、初・再診料、外来診療料に係る休日加算の取扱い、および、処方箋の交付の取扱いについて、いずれも「従前のとおり」とする旨の内容です。

また、この取扱いは本年の 10 連休だけでなく他の長期連休も同様であるとしております。

今回の内容は下記のとおりでありますので、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 休日加算について

◇休日加算の対象となる日は、日曜日と国民の祝日に関する法律に規定される休日、および 1 月 2 日・3 日、12 月 29 日から 31 日です。

◇一般の医療機関では、診療応需体制にある場合は算定できません。

算定できるのは、急病などやむを得ない場合で、診療応需体制を解いている休診日、あるいは診療日の時間外です。

◇一方、診療時間内の受診でも算定できる場合が規定されています。客観的に休日における救急医療の確保のために診療を行っていると思われる医療機関ということで、地域医療

支援病院、救急病院・救急診療所、休日当番医・輪番制などが規定されています。

◇1月15日に開催された都道府県医師会長協議会では、まずは「地域の医師会が病院団体や自治体と相談して、一般の医療機関の協力を得て在宅当番医や病院群輪番制による休日診療の体制を整えることが重要である」旨、説明がなされたところです。

◇したがって、今般の連休期間の休日診療体制に参加いただける医療機関につきましては、休日加算の算定が可能です。単に医療機関の判断のみで連休期間に診療を行っても、従前のおり休日加算の算定は不可となります。

◇審査も含め、現状、診療報酬の取扱いが現場で柔軟に対応されていることから、各地域におかれましては、これまでの年末年始などの連休対応を参考に、従来どおりの対応をお願いします。

2. 処方箋の交付について

◇処方箋の使用期間は交付した日を含め4日ですが、4日を超えた日より調剤を受ける必要がある場合は「使用期間」欄に年月日を記載することになっています。また、長期旅行など特殊の事情により、投与量が1回14日分を限度とされる内服薬および外用薬について14日分を超えて投与する場合は「備考」欄にその理由を記載することになっています。

◇この取扱いが今回の10連休を含めた長期連休において「従前どおり」とであると示されました。

3. レセプトの提出について

◇10連休期間後のレセプトの提出・受付等につきましては、日本医師会より審査支払機関に対して従来どおり柔軟に対応するよう要請されており、本県の審査支払機関においても、同様に柔軟な対応を行うとのことを確認しておりますので、期日までの提出が困難な場合等については、各医療機関より審査支払機関へご連絡ください。

以上

平成31年1月31日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 吉 郎

10連休等の長期連休における休日加算等の取扱いについて

本年4月27日から5月6日までの10連休を含めた長期連休における休日加算等の取扱いについて、厚生労働省保険局医療課長から通知が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

10連休中の医療提供体制については、医政局などから1月15日付けで「必要な医療が提供できるよう、地域の実情に応じて必要かつ十分な医療機関、薬局等が対応できる体制を構築すること」という通知が発出されておりますが（平成31年1月16日付け（地333）にて連絡）、初・再診料、外来診療料に係る休日加算の取扱い、および、処方箋の交付の取扱いについて、いずれも「従前のおり」とする旨の内容です。

また、この取扱いは本年の10連休だけでなく他の長期連休も同様であるとしております。

今回の内容は下記のとおりでありますので、貴会会員に周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 休日加算について

- ◇ 休日加算の対象となる日は、日曜日と国民の祝日に関する法律に規定される休日、および1月2日・3日、12月29日から31日です。
- ◇ 一般の医療機関では、診療応需体制にある場合は算定できません。
算定できるのは、急病などやむを得ない場合で、診療応需体制を解いている休診日、あるいは診療日の時間外です。
- ◇ 一方、診療時間内の受診でも算定できる場合が規定されています。客観的に休日における救急医療の確保のために診療を行っていると認められる

医療機関ということで、地域医療支援病院、救急病院・救急診療所、休日当番医・輪番制などが規定されています。

- ◇ 1月15日に開催された都道府県医師会長協議会では、まずは「地域の医師会が病院団体や自治体と相談して、一般の医療機関の協力を得て在宅当番医や病院群輪番制による休日診療の体制を整えることが重要である」旨、申し上げたところです。
- ◇ したがって、今般の連休期間の休日診療体制に参加いただける医療機関につきましては、休日加算の算定が可能です。単に医療機関の判断のみで連休期間に診療を行っても、従前のおり休日加算の算定は不可となります。
- ◇ 審査も含め、現状、診療報酬の取扱いは現場で柔軟に対応されておりますことから、各地域におかれましては、これまでの年末年始などの連休対応を参考に、従来どおりの対応をお願いします。

2. 処方箋の交付について

- ◇ 処方箋の使用期間は交付した日を含め4日ですが、4日を超えた日より調剤を受ける必要がある場合は「使用期間」欄に年月日を記載することになっています。また、長期旅行など特殊の事情により、投与量が1回14日分を限度とされる内服薬および外用薬について14日分を超えて投与する場合は「備考」欄にその理由を記載することになっています。
- ◇ この取扱いが今回の10連休を含めた長期連休において「従前どおり」であると示されました。

3. レセプトの提出について

- ◇ 10連休期間後のレセプトの提出・受付等につきましては、審査支払機関に対して従来どおり柔軟に対応するよう要請しておりますので、都道府県医師会におきましても同様の要請をしていただければ幸いです。

(添付資料)

1. 本年4月27日から5月6日までの10連休等の長期連休における診療報酬等の取扱いについて

(平成31年1月30日 保医発0130第1号 厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官)

保医発 0130 第 1 号
平成 31 年 1 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公 印 省 略）

本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休等の
長期連休における診療報酬等の取扱いについて

昨年12月14日に「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」（平成30年法律第99号）が公布・施行されたことに伴い、本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの間については、10日間連続の休日（以下「10連休」という。）となることが決定したところである。

当該法律に係る国会の附帯決議を踏まえ、10連休における医療提供体制の確保については、「本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの10連休における医療提供体制の確保に関する対応について」（平成31年 1 月 15 日医政発0115第 1 号・薬生発0115第 2 号・障発第0115第 1 号）により、必要な医療が提供できるよう、地域の実情に応じて必要かつ十分な医療機関、薬局等が対応できる体制を構築することとされているが、診療報酬等の取扱いについては、下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び保険薬局並びに審査支払機関等に周知徹底を図られたい。

なお、下記の取扱いについては、他の長期連休においても同様である。

記

- 1 「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表第 1 章区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 7、注 8、区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料の注 5、注

6、区分番号A002に掲げる外来診療料の注8及び注9、別表第二歯科診療報酬点数表第1章区分番号A000に掲げる初診料の注7、注8、区分番号A002に掲げる再診料の注5及び注6並びに別表第三調剤報酬点数表第1節区分番号01に掲げる調剤料の注4に規定する休日加算の取扱いについては、従前のおりとする。

- 2 「保険医療機関及び保険医療費担当規則」（昭和32年厚生省令第15号）第20条第2号へ、ト及び第21条第2号へに規定する投薬の取扱い並びに第20条第3号イ及び第21条第3号イに規定する処方箋の交付の取扱いについては、従前のおりとする。

なお、処方箋の記載上の留意点については、「診療報酬請求書の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）を参考にされたい。

(参考)

○診療報酬請求書等の記載要領等について（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）（抄）

別紙 2 診療録等の記載上の注意事項

第 1 ～ 4 （略）

第 5 処方箋の記載上の注意事項

1 ～ 5 （略）

6 「処方箋の使用期間」欄について

（1）（略）

（2）患者の長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合に、交付の日を含めて 3 日以内又は交付の日を含めて 4 日を超えた日より調剤を受ける必要がある場合には、年月日を記載すること。この場合において、当該処方箋は当該年月日の当日まで有効であること。

（3）（略）

7 （略）

8 「備考」欄について

（1）～（2）（略）

（3）長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認め、必要最小限の範囲において、投薬量が 1 回 14 日分を限度とされる内服薬及び外用薬であって 14 日を超えて投与した場合は、その理由を記載すること。

9 ・ 10 （略）